

（前照灯）

第260条 前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 前照灯は、夜間前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
 - 二 前照灯の照射光線は、一般原動機付自転車の進行方向を正射し、その主光軸は、下向き又は下向きに変換することができる構造であること。
 - 三 前照灯の灯光の色は、白色であること。
 - 四 前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものではないこと。
 - 五 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯（二輪の一般原動機付自転車に備えるものに限る。）にあつては、協定規則第149号の規則4.（4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び4. 12. を除く。）及び5. 3. に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第149号の規則5. 3. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則6. に定める基準に適合すればよいものとする。
- 2 前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、前照灯の照明部及び取付位置の測定は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」を準用するものとする。
- 一 光度が10,000cd以上の前照灯にあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であること。ただし、協定規則第53号の規則5.（5. 14. 及び5. 17. を除く。）及び6. に定める基準に適合する前照灯を備える二輪の一般原動機付自転車にあつてはこの限りではない。
 - 二 前照灯の取付位置は、地上1m以下であること。ただし、二輪の一般原動機付自転車に備える前照灯にあつては、その照明部の上縁の高さが地上1. 3m以下、下縁の高さが地上0. 5m以上であることとする。
 - 三 前照灯は、原動機が作動している場合に常に点灯している構造であること。ただし、協定規則第53号の規則5.（5. 14. 及び5. 17. を除く。）及び6. に定める基準に適合する昼間走行灯を備える一般原動機付自転車にあつてはこの限りではない。
 - 四 前照灯の個数は、1個又は2個であること。ただし、協定規則第53号の規則5.（5. 14. 及び5. 17. を除く。）及び6. に定める基準に適合する前照灯を備える二輪の一般原動機付自転車にあつてはこの限りではない。
 - 五 前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である一般原動機付自転車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、協定規則第53号の規則5.（5. 14. 及び5. 17. を除く。）及び6. に定める基準に適合する前照灯を備える二輪の一般原動機付自転車にあつてはこの限りではない。

- 六 前照灯は、点滅するものでないこと。
 - 七 前照灯の直接光又は反射光は、当該前照灯を備える一般原動機付自転車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 八 前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- 3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。